

第1章 在宅勤務、在宅就業とは？

1. 在宅勤務とは？

在宅勤務とは、事業主と雇用関係にある労働者が「労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ自己の住所又は居所において勤務すること」をいいます。

なお、在宅勤務について、雇用保険の適用を受けるには、指揮監督システムの明確性等、一定の要件に該当する必要がありますが、業務の範囲については限定されておらず、データ入力等の全ての業務が適用の対象になります。

2. 在宅就業とは？

在宅就業とは、「事業主と雇用関係にない請負契約等に基づく働き方として、いわゆる非雇用の就業形態」をいいます。

3. テレワーク

テレワークとは、Tele（遠い・離れて）とWork（働く・仕事）を語源として、「IT（情報通信技術）を活用して時間や場所にとらわれない柔軟な働き方」をいいます。在宅勤務はテレワークの一つの形態としてとらえられています。

仕事をする場所により、施設利用型テレワーク、自宅利用型テレワーク、施設に依存しないテレワークに区分されます（社団法人日本テレワーク協会、2005）。

4. 本書をお読みになるにあたって

上述1～3の用語の概念を図1のように整理しました。本書では、収集した事例を以下の分類でご紹介していくこととします。

- (1) 雇用事例（在宅勤務等）
- (2) 非雇用事例（在宅就業）
- (3) その他（支援団体の取組紹介）

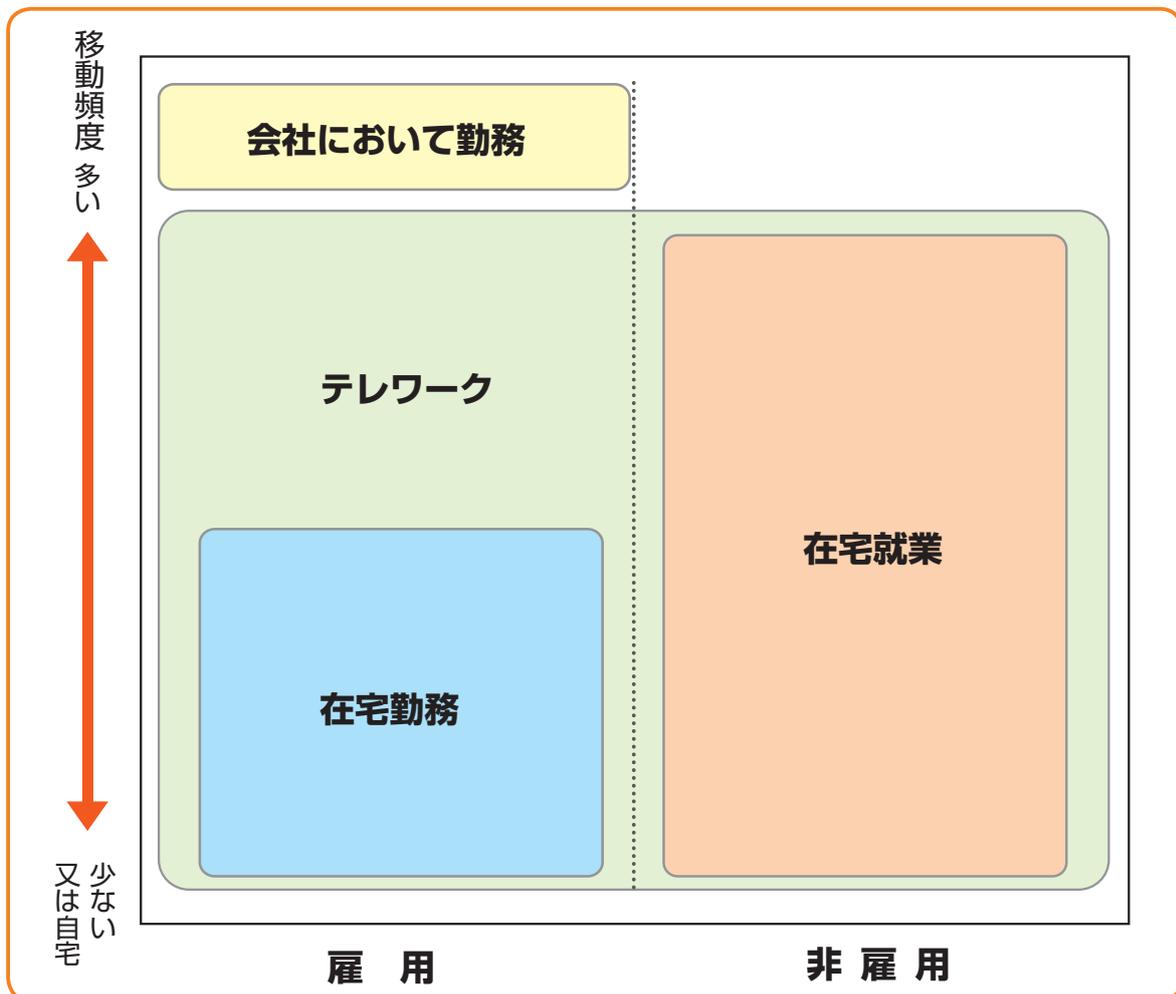


図1 在宅勤務・在宅就業等概念図